

一般社団法人日本ろう者柔道協会 コンプライアンス委員会規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本ろう者柔道協会（以下「本協会」という。）のコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関する組織および運営について定める。

第2条（定義）

本規程において、「コンプライアンス」とは、法令等、本協会が定める各種規程等、その他ろう柔道に対する社会的な信頼を得るために必要な倫理の遵守をいう。

第3条（審議事項）

委員会は、以下の事項および理事会から諮問された事項について審議し、審議の結果を委員会の意見として理事会に報告する。

- (1) コンプライアンスの推進に関する重要な方針の策定に関する事項
- (2) コンプライアンス違反に関する事実調査および処分案の作成に関する事項
- (3) 内部通報窓口の運営に関する事項
- (4) コンプライアンスに関する講習会の企画および実施に関する事項
- (5) その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

第4条（委員）

1. 委員会を構成する委員（以下「委員」という。）は、理事長を除く理事または外部の学識経験者の中から3名以上を選任するものとする。ただし、委員の1人以上は外部の学識経験者とし、委員の1人以上は女性とする。
2. 委員長は、外部の学識経験者である委員の中から選任するものとする。

第5条（委員会）

1. 委員会は、委員長が招集し、委員全員の出席をもって成立する。
2. 委員会は、1年に1回以上開催されなければならない。
3. 委員会の議長は、委員長とする。
4. 審議事項は出席した委員の全会一致で決定することを基本とする。ただし、やむを得ない場合には、過半数の同意をもって決定することができる。
5. 委員長が必要と認めたときは、委員会において委員以外の者を参考人として出席させ、意見または説明を聴くことができる。
6. 委員会の議事の内容および結果については、理事会において速やかに報告されるものとする。

7. 委員会は、原則として非公開とする。

第6条（議事録）

委員長は、委員会の議事につき議事録を作成する。

第7条（調査）

1. 委員会は、事実調査が必要であると認めた場合に事実調査を行う。
2. 委員会は、事実調査のために必要であると認めた場合、本協会の関係者、加盟団体、選手および指導者等に、事実調査への協力を要請することができる。ただし、これらの者に対しても守秘義務を課さなければならない。なお、これらの者は原則として委員会の要請に応じなければならない。
3. 委員長は、事案の内容に応じて、適宜委員会を招集し、調査方針、事実調査担当者等を委員会で決定するなどの対応を行う。

第8条（通報等）

1. 本協会の会員、理事、監事、職員、指導者その他関係者は、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、本協会に対し、本協会が別途定めるところにより設置する内部通報窓口への通報その他方法を問わず、直接その事実を通報または報告（以下「通報等」という。）するものとする。
2. 本協会は、前項の通報等を受けた場合、委員会に対して通報等の内容を通知し、委員会において対応を協議する。ただし、当該通報等が委員に関する内容である場合、本協会は、当該委員に対しては通報等の内容を通知してはならず、当該委員は協議に参加することはできない。
3. 委員会は、前項による協議の結果、当該通報等の内容が懲罰事由に該当するおそれがあると判断した場合、速やかに前条に定める調査を行わなければならない。
4. 委員会は、前条に定める調査の結果、処分を行うことが相当と判断した場合には、処分案を作成し、理事会に答申する。

第9条（委員の任期）

委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第10条（守秘義務）

委員は、委員会の業務の過程において知った秘密を他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

第 1 1 条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2023 年 12 月 1 日から施行する。